

第35回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年4月27日 16時00分開会 ～ 16時40分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員14名）

1番	職務代理者	中岡 隆之	出席	議事録署名員
2番		中島 和彦	出席	
3番		大岩 則子	出席	
4番		姉崎 敏一	出席	
5番		橋本 佳文	出席	
6番		田中 浩巳	出席	
7番		沖 英広	欠席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		松谷 一由	出席	
10番		小寺 和雄	出席	
11番		西野 和文	出席	
12番		三上 一	出席	
13番		西口 雅樹	出席	
14番		小山内 洋美	出席	議事録署名員
15番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 使用貸借の解約について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（知事処分）

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）について

5. 参与した職員

農業委員会事務局	局長	西中	紀和
	次長	市川	忠志
	主査	横式	信幸
		大高	慶寛
		関	将司

6. 議事内容

事務局長： 只今より第 35 回恵庭市農業委員会総会を開会させていただきます。
新型コロナウイルスについて、これまで同様に対策を行いながら進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
本日の出席者数ですが、定足数に達しておりますことを報告いたします。
それでは開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長： 皆様、こんにちは。
もう少し予報では早く桜が開花する予定でございましたが、例年通りの開花となったような気がします。
融雪も早く、農作業のほうも刻々と進んでいたわけですが、このところ気温が足踏みしているところが懸念されるところでございます。
本日の総会も皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと思えます。よろしくご協力お願いします。

事務局長： ありがとうございました。
恵庭市農業委員会会議規則第 5 条第 3 項により、これからの議事進行については、会長にお願いしたいと思います。

会 長： それでは、日程 1「議事録署名員の指名について」恵庭市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、議事録署名員の指名を行います。
1 番中岡代行、14 番小山内委員を指名します。よろしく願いいたします。
続きまして、日程 2「議事日程について」事務局より説明願います。

事務局長： それでは、「議事日程について」ご説明いたします。
議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。
本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が3件、議案が4件、意見案が1件となります。
日程3、報告第1号は、令和5年3月29日から4月26日までの委員会業務の報告となります。
日程4、報告第2号は、使用貸借の解約について1件。
日程5、報告第3号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、相続による所有権の移転が1件。
日程6、議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の合意解約が2件。
日程7、議案第2号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、売買が1件。
日程8、議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分） の が1件。
日程9、議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について20件。
日程10、意見案第1号は、農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）についてでございます。
以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3、報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。

令和5年3月29日から4月26日までの業務報告となります。

3月29日 第34回恵庭市農業委員会総会

4月3日 農業委員会職員辞令交付式

4月13日 令和5年度石狩地方農業委員会連合会定期総会

4月18日 農地法第3条聞き取り調査・現地調査

以上、委員会業務報告となります。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 使用貸借の解約について

会 長： 日程4、報告第2号「使用貸借の解約について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第2号「使用貸借の解約について」

このことについて、下記のとおり通知があったので報告いたします。

番号1番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積、XXXXm²、借主、XXXXのXXXXさん、貸主、XXXXのXXXXさん、契約期間ですが、XXXXからXXXXまででありましたが、XXXXに合意解約が成立しております。解約理由につきましては、XXXXのためであります。

以上、1件の通知がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会 長： 日程5、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事 務 局： 報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。
番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、公簿、畑、面積、[REDACTED] m²、権利の取得日、昭和54年11月18日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和5年4月10日に届出されております。
以上、1件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会 長： 日程6、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の審議であります。本案件中、1件が委員の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
それでは、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」農地法第18条第6項の規定により、提出のあった貸貸借の合意解約通知の成立状況の確認を求めます。
番号1番、2番、所在、地番、[REDACTED]、地目、田、面積、[REDACTED] m²、貸主、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、[REDACTED]の[REDACTED]が借りていたものでございます。契約期

間ですが、[]から[]まででありましたが、[]に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、[]のためであります。

以上、2件の解約につきまして、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会 長： 日程7、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」このことについて、下記のとおり申請があったので意見を問う。
番号1番、所在、地番、[]、地目、公簿、田と畑、現況、畑、面積、[]m²、譲渡人、[]の[]さん、理由、[]。譲受人、[]の[]、耕作面積、[]ha、家畜、なし、理由、[]。権利区分、売買、価格、10a当たり[]円、総額[]円。場所につきましては地図番号1番、[]、[]の斜線の土地となります。

なお、この申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可要件に適合するものでございます。

以上、1件の申請がありましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。
この案件対しまして、聞き取り調査を開催しております。
私より報告いたします。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程 9、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。本案件中、1 件が委員の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第 31 条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。
それでは、[REDACTED]の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。
番号 7 番、8 番、貸主、[REDACTED]の [REDACTED]さん、[REDACTED]を仲介し、借主、[REDACTED]の [REDACTED]さん、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号 6 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。
利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 18 番、20 番は賃貸借、19 番が使用貸借となります。なお、番号 1 番から 18 番は、[REDACTED]を仲介しての賃貸借となります。
番号 1 番、2 番、貸主、[REDACTED]の [REDACTED]さん、借主、[REDACTED]の [REDACTED]さん、[REDACTED]の土地で場所につきましては地図番号 3 番、[REDACTED]、[REDACTED]の斜線の土地となります。

番号3番、4番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号4番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号5番、6番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号5番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号7番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号11番、12番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号8番、[]の斜線の土地となります。

番号13番、14番、貸主、[]の[]、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号9番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、[]の[]、借主、[]の[]、[]の土地で場所につきましては地図番号10番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号11番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号19番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号12番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号20番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号13番、[]、[]の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

意見案第 1 号 農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）について

会 長： 日程 10、意見案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）について」事務局より説明願います。

事 務 局： 意見案第 1 号「農業振興地域整備計画の変更（編入・除外）について」恵庭市農業振興地域整備計画につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の進行及び、農業の健全な発展を図ると共に国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とし、昭和 48 年度に策定され、その後、宅地開発や工業団地の造成など恵庭市の発展と共にこれまで 5 度の見直しが行われて参りました。

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律により、概ね 5 年毎に計画に関する基礎調査を行うものとされております。

前回の平成 28 年の計画の見直しから 6 年が経過し、計画区域内の土地利用などに変化がございましたことから、見直しを行うものでございます。主な見直し内容につきまして、編入は 135.8ha、除外は 203.8ha となり、現況面積より 68.0ha の減少となります。

今後のスケジュールについては、令和 5 年 4 月 10 日から 5 月 9 日までを公告・縦覧期間、5 月 10 日から 24 日までを異議申し立て期間、5 月 25 日から北海道石狩振興局との協議、5 月下旬ごろより知事同意の決定公告を予定しております。現在は関係機関と協議中でございます

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 35 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会 長 _____

議事録署名委員 1 番 委 員 _____

議事録署名委員 14 番 委 員 _____